

国営土地改良事業負担金 償還対策事業	事業主体	所管課班 農村振興課 広域水利調整班 県土地連・県

事業の趣旨

国営土地改良事業の農家負担金償還に係る金利負担を軽減するため、土地改良区の「区債」の発行、民間金融機関の低利資金の融資、県の損失補償等の組み合わせにより、農家負担金を一括繰上償還する。（平成18年度創設）

事業の内容等

1 事業内容

(1) 土地改良区債発行方式による繰上償還

国営土地改良事業の受益農家負担の償還金(土地改良法施行令で金利5%と規定)について、繰上償還できる国の制度を活用し、以下により、農家の金利負担を軽減するもの。

- ①関係土地改良区が区債を発行
- ②宮城県土地改良事業団体連合会が民間金融機関からの低利融資により区債を全額引き受け
- ③県は、上記の融資に対して損失補償を実施
- ④区債発行により資金を調達した土地改良区は、県を通して国に繰上償還を実施
- ⑤受益農家は、土地改良区に金利負担の軽減された負担金を納入
- ⑥土地改良区は、民間金融機関の低利融資と同じ条件で区債償還金を土地連に納入、土地連は納入された償還金をそのまま民間金融機関へ納入

(2) 県償還助成金の一括交付

県は、受益農家負担金の繰上償還をする場合に、県基金の運用により土地改良区に償還助成金を一括交付する。

2 支援対象

県に国営土地改良事業負担金の繰上償還を要望する土地改良区。

国営土地改良事業負担金償還対策のイメージ

